

国と地方の協議の場

平成25年6月5日（水）
17時00分～17時45分
総理大臣官邸2階小ホール

次 第

1. 開会

2. 協議事項

「地方分権改革の取組について」

「骨太の方針の策定等について」

3. 閉会

○配布資料

- 資料1 個性を活かし自立した地方をつくるために（内閣府提出資料）
 - 資料2 国から地方への事務・権限の移譲等に関する各府省の回答の概要等（内閣府提出資料）
 - 資料3 地方分権改革有識者会議専門部会について（内閣府提出資料）
 - 資料4 これからの国・地方を通じた課題について（地方六団体提出資料）
 - 資料5 骨太方針の策定等について（内閣府提出資料）
 - 資料6 社会保障制度改革国民会議における検討状況について（内閣官房提出資料）
- 参考資料 社会保障制度改革国民会議における検討状況について（参考資料）
（内閣官房提出資料）

国と地方の協議の場(平成 25 年度第 1 回)出席者

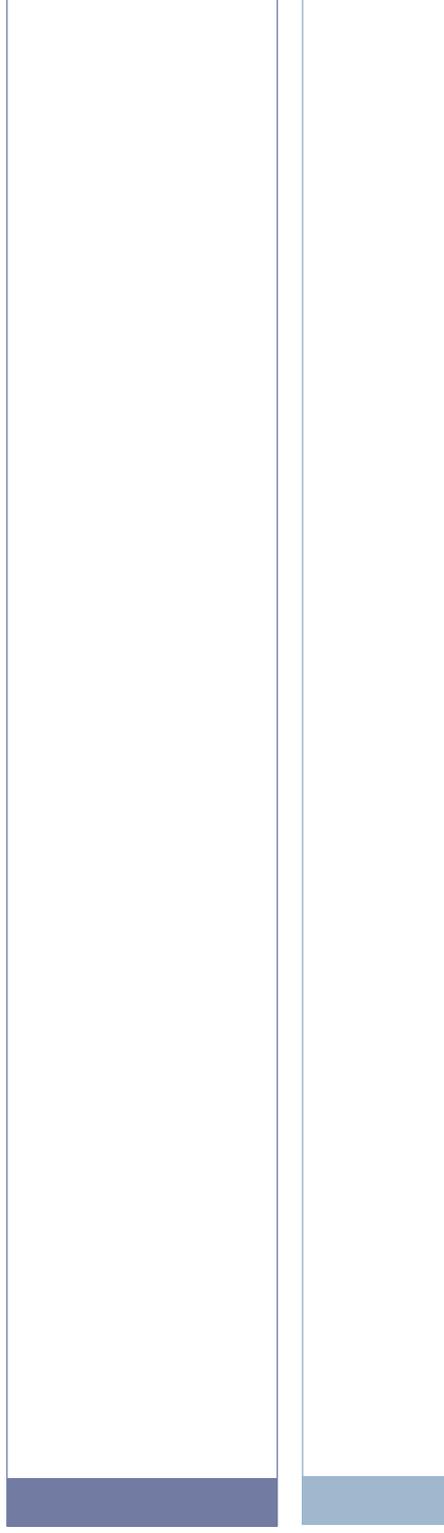
(国側)

安倍	晋三		内閣総理大臣
麻生	太郎		副総理 財務大臣
菅	義偉	【議長】	内閣官房長官
新藤	義孝	【議長代行】	総務大臣 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
甘利	明	【臨時議員】	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 社会保障・税一体改革担当大臣

(地方側)

山田	啓二	【副議長】	全国知事会会長
林	正夫		全国都道府県議会議長会会長職務代理者
森	民夫		全国市長会会長
佐藤	祐文		全国市議会議長会会長
<small>ふじはら</small> 藤原	忠彦		全国町村会会長
高橋	正		全国町村議会議長会会長

個性を活かし自立した地方をつくるために



Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる
～更なる地方に対する規制緩和^(※)と権限移譲

※義務付け・枠付けの見直しを指す

Vision ビジョン

- 行政の質と効率を上げる
- まちの特色・独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

Approach アプローチ

新たなる推進体制の構築

- 地方分権改革推進本部で政策を検討・決定
- 有識者会議による調査・審議
- テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

まずは、雇用対策部会と地域交通部会の2つを設置。無料職業紹介、家用有償旅客運送(例:福祉タクシー)等に関する事務・権限の見直しをテーマとして議論開始。夏頃に一定の結論を得る。

Point ポイント

1:住民の想いを大切にす

- 地域に対する住民の想いを大切にす
- 改革が住民生活をどう豊かにするかを意識する

3:地域の元気をつくる

- 地域の人材の持てる力を活かす
- 地域資源を掘り起こし、最大限活用する
- 日本全体の成長戦略に資するよう改革を目指す

2:基礎自治体の考え方を汲み取る

- 都道府県や、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める
- 多様な自治体の状況を踏まえる

4:広域の連携を促進する

- 多様なネットワークを活用する
- 特に防災対策に係る緊密な連携は不可欠

Vision1. 行政の質と効率を上げる

- ・ 住民サービスの質を上げる
- ・ スピード感のある政策実行
- ・ 総合的なサービス提供
- ・ 国と地方の重複業務の解消
- ・ 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう
更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、
元気を育てる

Vision2. まちの特色・独自性を活かす

- ・ 個性や地域の資源を活かす
- ・ 独自の発想による施策
- ・ 各地域の競い合い

Vision3. 地域ぐるみで協働する

- ・ 様々な活動主体を有機的に結びつける
- ・ 住民と自治体の相互の信頼関係
- ・ 多様な人材の活躍
- ・ 地域間の更なるネットワーク

平成 25 年 5 月 28 日
内閣府地方分権改革推進室

国から地方への事務・権限の移譲等に関する 各府省の回答の概要等

- 平成 25 年 4 月 16 日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取りまとめたもの
- 検討対象は、
 - 平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの
 - 平成 22 年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの
 - 平成 23 年に全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限等
 - ①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったもの
- 回答では、下表のとおり、措置済みの事項を除く約 100 事項のうち 8 割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

【各府省の回答（区分表）】

事務・権限の 事項数	区 分				
	A (地方自治体へ移譲するもの)		B (移譲以外の見直しを行うもの)	C (国に残すもの)	D (既に必要な措置が取られているもの)
	a (全国一律・一斉に移譲するもの)	b (個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの)			
126	55	17	8	21	29

(注) 事務・権限の事項数は、平成 22 年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

- 今後、精査を行い、有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象とする事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を目途に一定の結論を出すことを目指す。

※ 各府省の回答については、参考資料（事務・権限移譲等検討シート）をご覧ください。

平成25年5月28日
地方分権改革推進本部提出資料

地方分権改革有識者会議 専門部会について

専門部会の開催の考え方、検討テーマ、 名称、メンバーについて

1 開催の考え方

具体的かつ重要なテーマごとに、次のような場合に開催することとする。

- 見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的内容を十分検討すべきと判断する場合
- 見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分検討すべきと判断する場合

2 開催する部会

第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、①無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、②自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、以下の2つの部会を開催する。

- 雇用対策部会（無料職業紹介関係等）
- 地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等）

その後、引き続き、他の重要テーマについて専門部会の開催を検討する。

3 メンバー

人数は5人程度とし、有識者会議議員から2人程度、専門分野の有識者から3人程度とする。

専門分野の有識者については、具体的な検討テーマ毎に人選することとする。

直接の利害関係者はメンバーとせず、ヒアリング等により意見等を聴くこととする。

専門部会の開催について

〔平成 25 年 5 月 15 日
地方分権改革有識者会議座長決定〕

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

これからの国・地方を通じての課題について

平成 25 年 6 月 5 日
地 方 六 団 体

○地域経済・雇用対策等について

【地域経済・雇用】

- ・ 大胆な金融緩和、機動的な財政政策、民間需要を生み出す成長戦略の3本の矢によるいわゆるアベノミクスにより、景気回復に向けた明るい兆しが生まれている。
- ・ しかし、こうした効果は一部の分野にとどまっており、円安の進行に伴う原材料費、エネルギーコストの高騰等により、地域の中小企業や農林水産業にとっては厳しい状況も生じている。
- ・ このアベノミクスによる経済波及効果を地域全体に及ぼし、またタイムラグを埋めるためには、地域における内需振興、投資拡大、消費拡大についての施策が重要となる。そして、それは、地域毎の状況が異なるだけに、地域の実情に応じて地方が裁量できる施策とする必要がある。
- ・ 特に、地域経済再生の核となるのは、まさにその地域で活動する「人」であることを踏まえ、雇用創出、人材育成強化のため「人づくり」を中心とした基金創設といった地域雇用対策を進めるべきである。
- ・ なお、国の補助金のうち地方自治体を介さないものが出てきているが、地域の実情に精通した地方が必要に応じて関与できる仕組みとすべきである。

【国土強靱化】

- ・ 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」が国会に提出されるなど、災害に強い国土づくりが、新たな国土づくりの取組みとして進められていることを歓迎している。
- ・ 南海トラフ巨大地震などに対する備えとしても新たな国土軸等が必要であり、また地域間の格差是正を実現するためにも、国土構造を改造する必要がある。全ての地域が希望をもって再生に取り組めるよう社会インフラ整備を求めたい。

【攻めの農林水産業】

- ・ 安倍内閣の取り組む「攻めの農林水産業」は第一次産業の底上げを図ろうとするもので評価したい。

- ・ 政策の具体化に際しては、成果が着実に上がるよう留意するとともに、輸出や農地の集積等が困難な地域にも十分配慮すべきである。

【地方税財政】

- ・ 国と地方が連携・協力してこそ日本の再生は実現できるのであり、地方が責任を持って地域経済を支えるためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。平成 26 年度においては、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保することにより、地域経済対策を十分講じられるようにすべきである。
- ・ 特に、地方交付税については、成長力の違いにより地域間格差が拡大する恐れがある中、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されることが経済効果を地域の隅々に波及させるために必要であり、その総額確保を強く求める。また、累増する臨時財政対策債については、そのあり方の全面的な見直しを行うとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行う必要がある。
- ・ また、地方税等に関しては、以下の諸点に留意が必要である。
 - 引き続き、経済状況の好転を図り、平成 26 年 4 月における消費税及び地方消費税率の確実な引上げの実現を図るべき。
 - 地方法人課税は、地方公共団体からの行政サービスに対して法人が応分の負担をするという原則に基づくものであり、堅持すべき。
 - 地方法人課税のあり方の見直しや地方消費税を含む税制抜本改革により、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実強化と偏在の是正のための仕組みを早急に実現すべき。
 - 自動車取得税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、都道府県、市町村に減収が生じないよう安定的な代替の税財源を確保すべき。この措置が同時に実施されない限りは、自動車取得税は廃止すべきではない。

また、自動車重量税の見直しに当たっては、市町村においても、道路の維持管理・更新等に多額の財源が必要となることから、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、市町村の財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すべき。
 - 償却資産に係る固定資産税は、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものであるとともに、市町村の重要な財源であるこ

とを踏まえ、現行制度を堅持すべき。

- ゴルフ場利用税は、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すべき。
- 地球温暖化対策のための税は、その用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを構築すべき。

○地方分権改革について

- ・ 政府は、安倍総理を本部長とする地方分権改革推進本部を設置し分権改革に内閣を挙げて取り組む姿勢を明確にしており、地方としても強く期待している。
- ・ 地方分権を進めるに当たっては、地域の実情に応じて柔軟に、自らにふさわしい自治の姿を選択できる、自立した地方自治システムを構築するとの視点が欠かせない。
- ・ こうした視点を踏まえ、地域自らが自主的、自立的に地域の活力の創造を行うことができるよう、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌基準化を含めた義務付け・枠付けの更なる見直しなどの取組みを進めるべきである。

○社会保障制度改革について

- ・ 国において、地方が担う医療、介護、少子化対策等の基礎となる各社会保障システムの基盤充実を図ることがまずは必要である。さらに、各社会保障システムの制度設計に当たっては、全国一律の制度とするのではなく、地域の実情に応じて選択できる自由度の確保も重要である。
- ・ 国民健康保険については、財政基盤の強化策として社会保障・税一体改革時に2,200億円の公費を投入することとされており、まずはこれを確実に実施することが必要であるが、国保の構造的な問題を解決するためには不十分である。
- ・ 現在、社会保障制度改革国民会議において、後期高齢者支援金に全面総報酬割を導入することに伴い不要となる2,300億円の国費を国保に優先的に投入するという議論がなされているが、当面の国保の赤字解消を図るため、国の責任において早急を実施するべきである。

- ・ 今後も増嵩が見込まれる保険給付費に対して、医療費適正化の推進、安定した財源確保など国保財政安定化のための措置をさらに講ずるとともに、国保の抱える課題が早期に解決されるよう地方との十分な協議を求めたい。
- ・ また、国民会議では、国保の保険者を都道府県とすべきとの議論がなされているが、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することとした上で、国保の保険者のあり方について議論すべきである。

骨太方針の策定等について

(国と地方の協議の場 (平成 25 年度第 1 回))

平成 25 年 6 月 5 日

- 資料 5 - 1 骨太方針 (目次案)
(H25. 5. 28 第 13 回経済財政諮問会議提出資料)
- 資料 5 - 2 地方財政の改革に向けて
(H25. 5. 16 第 11 回経済財政諮問会議有識者議員提出資料)
- 資料 5 - 3 地方財政の改革に向けて
一地方財政を健全化し、自立を促進する一
(H25. 5. 16 第 11 回経済財政諮問会議新藤議員提出資料)

骨太方針(目次案)

第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿

1. 停滞の20年
2. デフレからの早期脱却と「回復の10年」に向けた基本戦略
 - (1) 第一の矢「大胆な金融緩和」
 - (2) 第二の矢「機動的な財政政策」
 - (3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」
 - (4) 三本の矢を支える財政健全化の実現
 - (5) 企業から家計への波及、雇用と所得の増加へ
 - (6) 「回復の10年」を通じて達成されるマクロ経済の姿とその道筋
3. 目指すべき経済社会の姿

第2章 強い日本、強い経済、豊かな生活の実現

1. 成長戦略の基本設計
 - (1) 生産性の向上を生む基盤の強化
 - (2) 市場機能の発揮
 - (3) グローバル化を活かした成長と豊かな国民生活の実現
2. 長期的に持続可能な経済社会を担保する市場経済の構築
 - (1) 持続可能性を重視した中長期投資の推進等
 - (2) 地球環境への貢献
 - (3) 国際ルール作りへの貢献
 - (4) 経済安全保障の確立と金融制度の基盤の強化
 - (5) 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)・防災
 - (6) 国民生活における安全・安心の確保
3. 強い経済、豊かな生活を支える公的部門の改革
 - (1) 行政改革等の推進
 - (2) 地方分権改革の推進等
 - (3) 公的市場への民間参入促進
 - (4) 世界最高水準の電子政府の実現
4. 地域の再生
 - (1) 復興の加速
 - (2) 地域の活性化
 - (3) 攻めの農林水産業
 - (4) 中小企業の活性化

第3章 経済再生と財政健全化の両立

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方
2. 財政健全化への取組み方針
3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方
 - (1) 持続可能な社会保障の実現に向けて
 - (2) 21世紀型の社会資本整備に向けて
 - (3) 地方行財政制度の再構築に向けて
4. 実効性あるPDCAの実行

第4章 26年度予算編成に向けて

地方財政の改革に向けて

平成 25 年 5 月 16 日

伊藤 元重

小林 喜光

佐々木 則夫

高橋 進

日本経済の再生と財政健全化の両立を成し遂げるためには、地域経済を再生するとともに、国・地方が歩調を合わせて、重点化・効率化を通じた歳出構造の適正化等に取り組んでいくことが不可欠。

その際、「自らできることは自ら進んでやる」という固い決意と将来への強い責任感を持って、個々の地方自治体が経営改革に向けてチャレンジしていくことが重要。地方分権を強力に推し進めるとともに、そうした頑張る地方自治体が報われる仕組みを、地方財政制度にビルトインする必要がある。また、人口構造の変化やグローバル競争の激化等、我が国を取り巻く社会経済構造の変化に適合するよう、道州制の議論等も踏まえながら、制度革新を図っていくことが必要。

1. 地方財政を取り巻く課題とそれに対する基本的方向

(1) 平時モードへの切り替え

現行の地方財政計画をみると、地方税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、緊急的に創設された特別枠等も存置されている。リーマンショック後の危機対応モードを、経済再生に合わせ、平時モードに切り替えていくことが必要。必要な財源の確保に留意しつつ、国への依存から脱却していくことが必要。

(2) 地方自らの経営改革の促進

厳しい財政制約の下、民間の知恵をダイナミックに取り入れ、歳入の確保や行革の推進、コストダウン、サービスの質の向上など、これまでの常識にとらわれない地方自らの経営改革への取組が重要となっている。そうしたチャレンジの機運を高める分権、財政面での制度整備が必要。

(3) 自治体間連携の強化

大都市における急速な高齢化や地方における過疎化の進展といった社会構造の変化が生じており、厳しい財政状況の下、広域連携や役割分担の見直し等を通じて、課題¹に対処する必要。

¹ 市町村による共同処理実績の多い事項：ごみ処理、し尿処理、消防・救急等
周辺市町村との共同処理要望の多い事項：税の徴収、介護保険、観光等
都道府県による処理を望む声の強い事項：国民健康保険、後期高齢者医療、文化財等

(4) 自治体財政の“見える化”

企業会計原則による公会計は、経営改革を進める上での基礎インフラである。各地方自治体におけるその導入を加速し、自治体財政の更なる“見える化”を進めることが重要。

2. 地方財政における重要課題への取組について

(1) 地方財政構造の適正化等

- ・ 年央に策定する「中期財政計画」においては、国・地方の双方を対象とし、財政の大枠が見通せるようにすべき。また、地方の安定的な財政運営に配慮しながら、地方歳出の質を高める取組を進めつつ、国と同一歩調で地方歳出の重点化・効率化を図るべき。
- ・ 重点化・効率化に当たっては、経済危機対応後の地方財政構造について、経済再生に合わせ、危機前の状況に向けて適正化を図っていくべき。

(2) 頑張る地方が報われる仕組みのビルトイン

- ・ 地方分権を強力に推し進め、地方の自由度を高める。また、国への依存体質を改め、やる気のある地方自治体が、行革努力によりコストを下げただけではなく、産業の育成など地域活性化に向けたできる限りの努力をするよう促し、税源の涵養につなげるため、交付税算定上、インセンティブとなる仕組みを導入する。
- ・ 税収増を図ることにより、できる限り交付税に頼ることなくサービス提供を行うことができる不交付団体が増えていくことが重要。
- ・ 地方においても、PPP/PFIの導入領域を大幅に拡大し、行政サービスの質の向上や効率性を高めるなど、地方行財政改革をさらに推進すべき。
- ・ 制度創設後5年が経過した「ふるさと寄附金制度」について、一層の活用が図られるよう、寄附のしやすい制度整備を検討すべき。

(3) 人口構造の変化等に適合した地方財政制度の構築

- ・ 地域の経済社会構造の変革に対応し、国と県と市町村の役割分担等の再整理が不可欠。同時に、以下に掲げるような広域連携・広域での機能分担が進むよう、法制度・体制整備(都道府県代行制度の拡充、事務委託のための体制整備等)、財政調整の面での仕組みの見直しが必要。
- ・ 地域の中核となる都市と周辺自治体の連携を強化する定住自立圏構想のこれまでの成果を評価し、最適なサービス提供体制の構築に向けて、必要な改善策を講ずべき。特に、機能分担が増す地方自治体の財政負担を的確に補正する財政調整の仕組みを検討すべき。

- ・ 自治体間(都道府県間・市町村間・都道府県と市町村間)の連携や地域のネットワーク化の強化を図るため、自治体が柔軟に連携のあり方を決められる仕組みや、中核的都市のない地域における市町村の事務を都道府県が補完することを促進する仕組みの導入など、新たな法整備の検討を進めるべき。
- ・ 安倍一次政権下で立案された地域医療の中核となる公立病院の再編・ネットワーク化を推進する「公立病院改革プラン(5か年計画)」の成果を評価し、今後の推進方策を総務省、厚労省が連携し早急に検討すべき。

(4) 地方における公共サービスの“見える化”の推進

- ・ 住民に身近なサービスを提供している地方自治体のオープン・ガバメント化を進めるため、地域レベルの身近なデータが自由に利活用できる環境を整備するとともに、自治体クラウドの取組を加速させるべき。
- ・ PPP/PFIの導入や大量更新期を迎えるインフラの維持・管理に当たっては、ストックも含めた財務情報の透明化が不可欠である。自治体によって進捗にばらつきがみられる企業会計原則を前提とした「地方公会計制度」について、全ての自治体で5年以内の完備を実現すべき。

地方財政の改革に向けて

—地方財政を健全化し、自立を促進する—

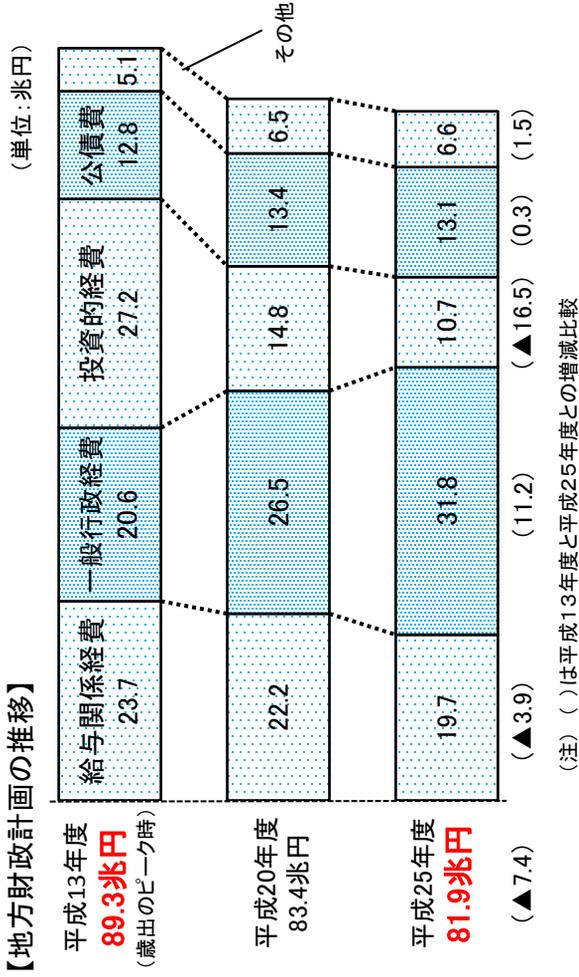
平成25年5月16日
新藤議員提出資料

地方財政の現状

1 これまで財政健全化に相当な努力

社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】

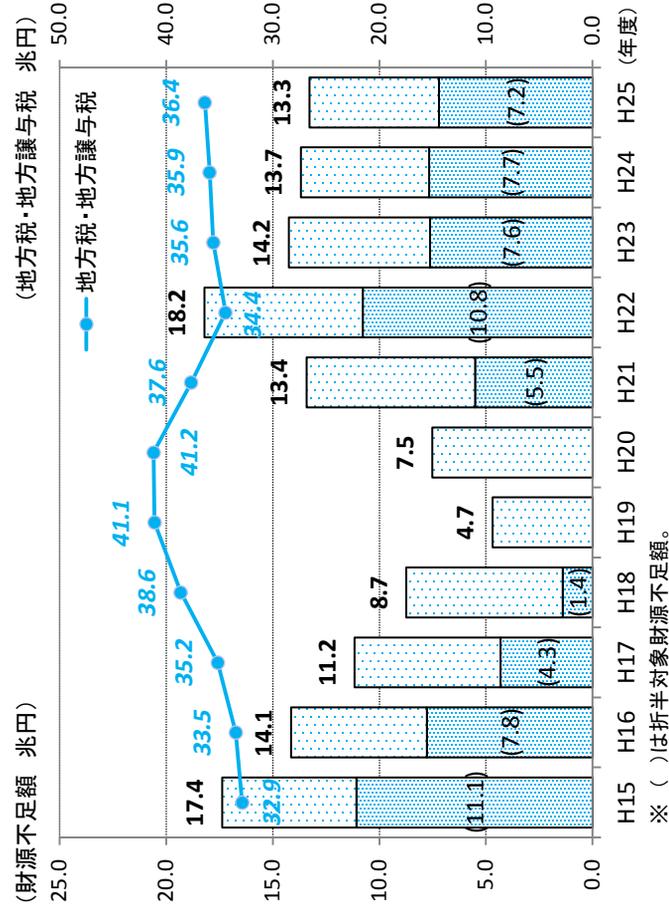


地方公務員の数はH6:328万人(ピーク時)→H24:277万人(51万人、16%の減)

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

2 財政状況は依然として厳しい

リーマンショック等により財源不足が拡大。その状況が継続



地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少
(市町村の不交付団体数 H19:140団体→H24:47団体)

今後の取組方針

ミッション MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン VISION

- I 歳入を充実し、歳出を抑制する
- II 地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する
- III 自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍(リーマンショック以前の水準)にすることを目指す

アプローチ APPROACH

- 1 歳入改革
 - ・ 成長戦略・地域の元気創造プランの推進により地方税収を増やす
 - ・ 社会保障・税一体改革を着実に推進
 - ・ 地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正
- 2 歳出改革
 - ・ 国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。メリハリを効かせて歳出を抑制
- 3 頑張る地方の支援
 - ・ 地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を導入し、頑張る地方を息長く支援

アプローチ 1 歳入改革

成長戦略・地域の元気創造プランの推進により
地方税収を増やす

- 成長戦略を推進するとともに、地域の元気創造プランにより、
① 地域経済イノベーション・サイクルの全国展開
② 民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト
の2つのプロジェクトについて、地方公共団体が産業、大学、
地域金融機関等と連携した取組を支援する。

社会保障・税一体改革を着実に推進

- 地方において1.54%(4.2兆円程度(消費税率1%が2.7兆円程度の場合))の
消費税収を増やすことにより、安定的な社会保障財源を確保。
(地方分1.54%: 地方消費税1.2%、消費税の交付税法定率分0.34%)

地方法人課税の在り方を見直し、税源偏在を是正

- 現行の地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を抜本的
に見直すとともに、地方法人課税の在り方を見直しにより税
源偏在の是正の方策を講ずる。

アプローチ 2 歳出改革

国の取組と歩調を合わせ、経費全般について見直す。
メリハリを効かせて歳出を抑制

- 社会保障関係費の増を極力抑制するとともに、その他の経費の
見直しにより、引き続き歳出全体の抑制を行う。
歳出の抑制にはメリハリが必要。地域経済の活性化等の喫緊の
課題については、必要な財源を重点的に確保する。

アプローチ 3 頑張る地方の支援

地方交付税において地域経済の活性化に資する算定を
導入し、頑張る地方を息長く支援

- 地方交付税において、地域経済活性化の取組に必要なとなる財政
需要の算定を行う。
○ 算定に当たり、行革努力の取組と、地域経済活性化の成果の2
つの観点から、適切な指標を設定する。

[指標のイメージ]

- (i) 行革努力の取組に着目した算定
歳出決算の削減率、人件費削減の取組(給与水準、職員数)
 - (ii) 地域経済活性化の成果に着目した算定
製造品出荷額、農業産出額、小売業年間商品販売額、事業所数 等
- 地方公共団体の息の長い取組を促すため、一定程度の期間、上
記の算定を継続する。

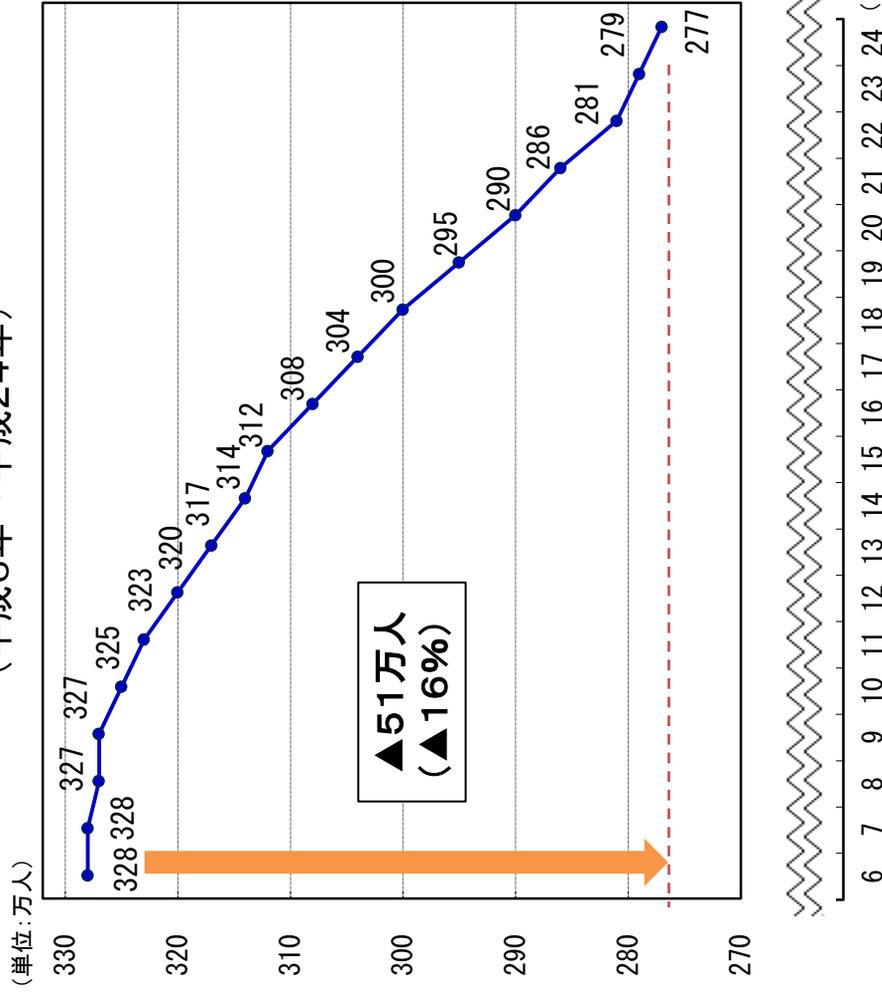
知

知

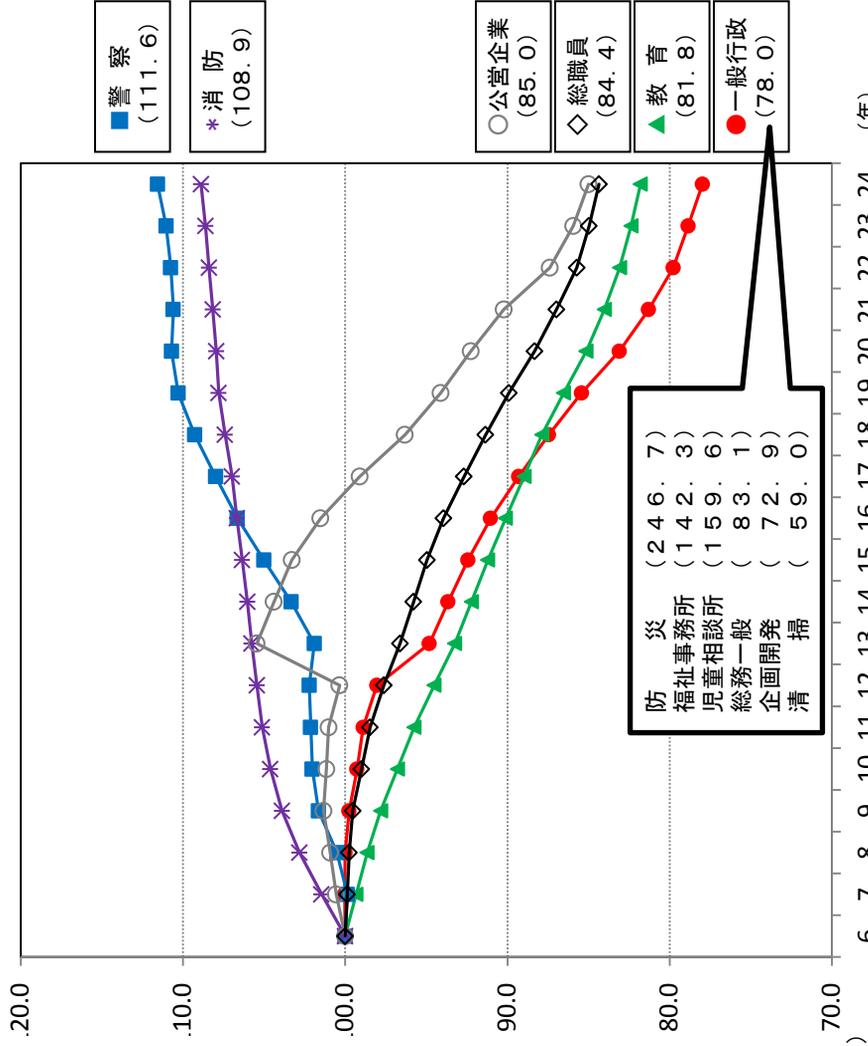
地方公共団体の職員数

- 平成24年4月1日現在で、総職員数は、約277万人となっており、平成6年をピークとして平成7年から18年連続で減少。〔対平成6年比で約▲51万人(▲16%)〕
- 部門別に見ると、総職員数が減少し、特に一般行政部門が▲22%減少している中においても、対平成6年比で防災は約2.5倍の増員、児童相談所は約1.6倍の増員。

地方公共団体の総職員数の推移
(平成6年～平成24年)



平成6年からの部門別職員数の推移
(平成6年を100とした場合の指数)



※平成13年度に生じている一般行政部門と公営企業等会計部門の変動は、調査区分の変更によるもの。

市町村合併の進展

○ 市町村合併の進展等により、市町村の平均人口・面積は倍増、議員数・職員数は大幅に減。

- 平均人口 36,387人
- 平均面積 114.8km²
- 議員数 60,760人
- 職員数 1,463,762人

市町村数
3, 232

H11

- 平均人口 69,291人 (1.9倍)
- 平均面積 216.6km² (1.9倍)
- 議員数 31,312人 (▲29,448人. ▲48.5%)
- 職員数 1,196,751人 (▲267,011人. ▲18.2%)

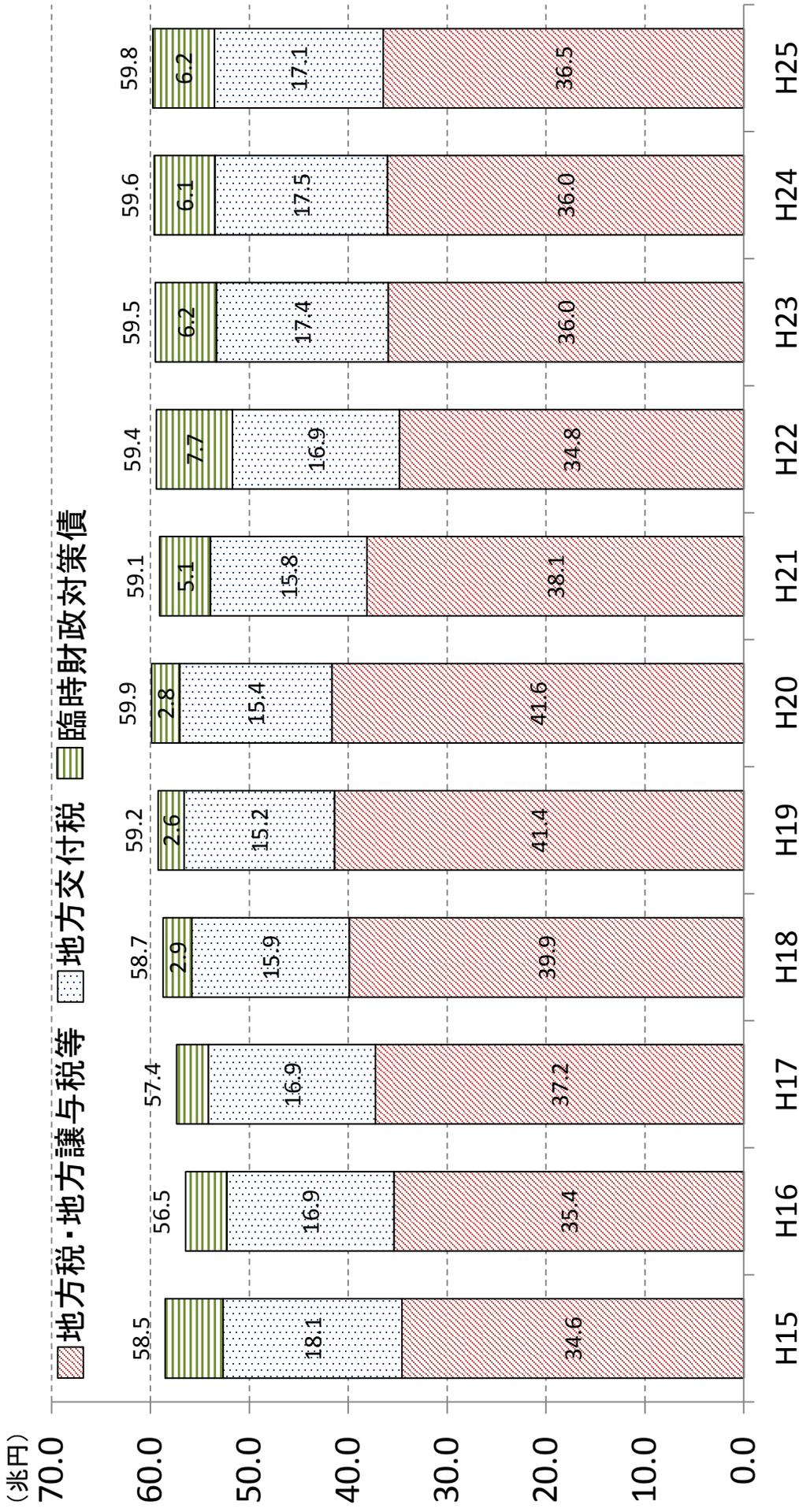
() 書きは、H11との対比

市町村数
1, 719

H24

地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、安定的な財政運営を行うことができるよう、近年、同水準を確保。



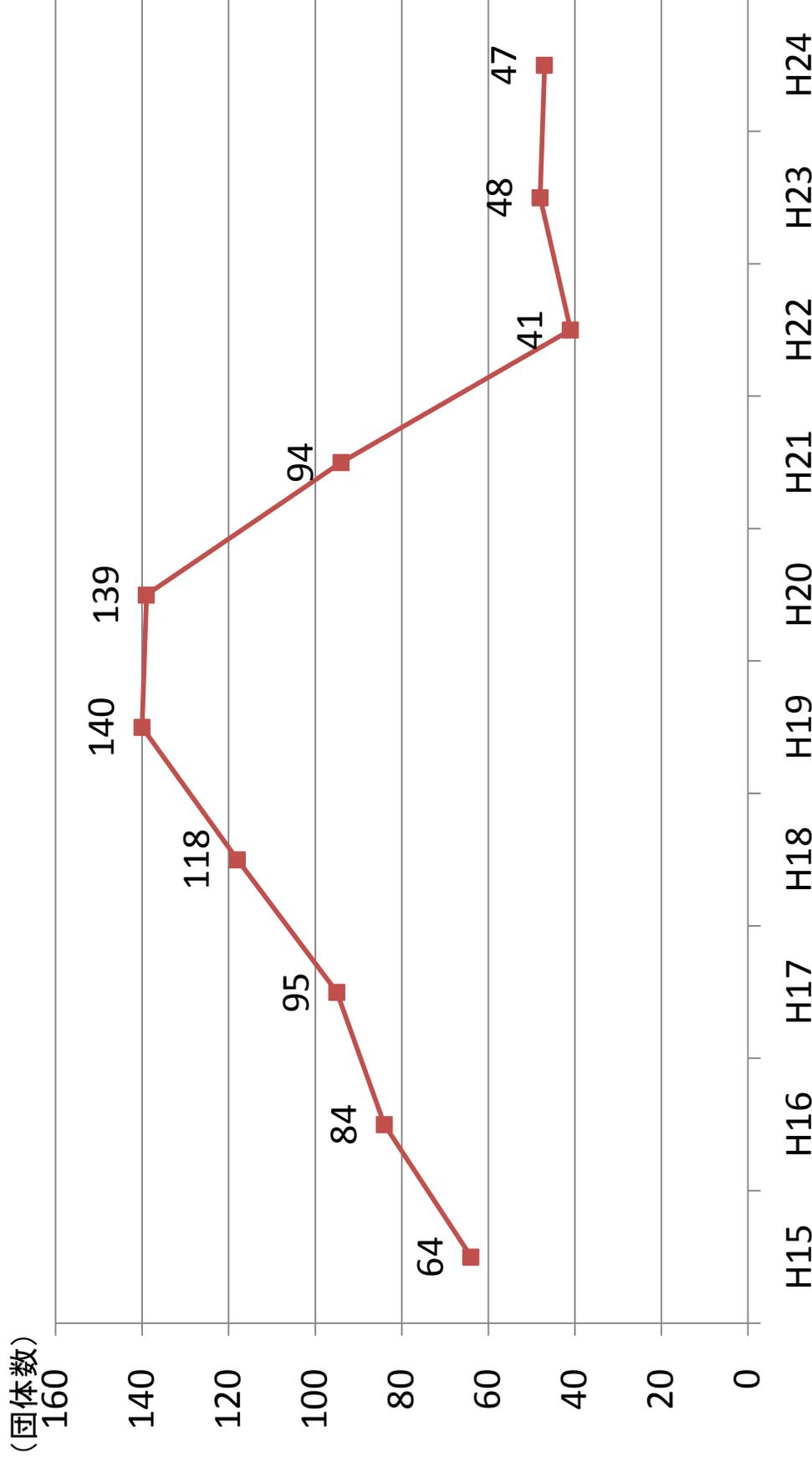
※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

(年度)

不交付団体数の推移（市町村分）

○ 地方交付税の不交付団体はリーマンショック以前と比べ大幅に減少。



※ 不交付団体は、臨時財政対策債振替前で財源超過が生じている団体としている。

※ 当初算定時点の数値、一本算定ベース

(年度)

まちの元気で日本を幸せにする！

～地域の元気創造プラン～

平成25年3月26日 第7回経済財政諮問会議
新藤議員提出資料 改訂版

地域の元気創造プラン PLAN

ミッション MISSION

くまちの元気で日本を幸せにする！>

ビジョン VISION

- 地域のモノやチエを活かす
- ヒトや投資を呼び込む
- 新しいくらしの土台を創る

アプローチ APPROACH

- 自治体が産業、大学、地域金融機関、地域住民等と連携して、活性化に取り組む
・ 総務省内の連携 ・ 政府内各省庁との連携

プロジェクト1 PROJECT 1

地域経済イノベーションサイクルの全国展開
⇒ 「業を起こす・雇用を創る」

プロジェクト2 PROJECT 2

民間活力の土台となる
地域活性化インフラ・プロジェクト
⇒ 「新しいインフラで地域活性化を創る」

地域経済イノベーションサイクルの全国展開

プロジェクト1 PROJECT 1

地域の資源と資金を結合させ、地域の元気事業を立ち上げる
全国の自治体を支援

○ 地域経済イノベーションサイクルの全国展開 ⇒ 「業を起こす・雇用を創る」

産・学・金・官ラウンドテーブル

総務大臣と地域金融機関(地銀協会会長等)と連携強化

→ 自治体と金融機関の担当部署等の相互確認

地域経済循環創造ガイドライン作成

→ 全国の自治体、地域金融機関等への周知

先行モデルにみる施策効果

地域経済循環創事業交付金(平成24年度補正予算 21.9億円)

- ① 交付予定額とほぼ同額の地域金融機関からの融資を喚起(投資効果約2倍)
- ② 交付予定額の約3分の1相当を毎年年度地域人材の人情費に充当(雇用創出効果約2.2倍)
- ③ 事業化によって、様々な地域課題を解決
廃棄物等の商品化：5事業
一次産品等高付加価値化：7事業
地元資源活用にぎわい創出：3事業
流出資金域内還元：3事業

○ 事業化プロセスに応じたきめ細かな支援策を構築 (平成26年度～)

構想段階

- ・地域資源の再発見(リサーチ)
- ・ビジネスモデルの構築(ストーリー)

スタートアップ段階

- ・事業プラン・資金調達計画等の作成
- ・初期投資財源の調達
- ・運転資金等円滑な金融の確保

・先行モデル等のノウハウの提供

- ・地域資源事業化支援アドバイザー
- ・起業家誘致・人材サイクル事業

・地域金融機関との協働(金融庁と連携)

- ・中小企業新事業支援施策の活用(中小企業庁と連携)
- ・スタートアップ資金の支援
- ・地域活性化ファンドの活用(地域経済活性化支援機構等との連携)

民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクト

プロジェクト2 PROJECT 2

ソフト・ハードを併せ、ICTを活用して、活力ある地域をつくる地域経営により持続的な成長に取り組み自治体を支援

○ 民間活力の土台となる地域活性化インフラの拠点プロジェクト ⇒ 「新しいインフラで地域活性化を創る」

(例)

エネルギー等地域経営型

成長のエンジンとなるエネルギーや地域資源を広域エリアで循環・活用するためのマネジメントインフラ

〔既存のメガインフラだけに頼らず、自立した地域エネルギーインフラ〕

- 地産地消の深耕
- 高い利用効率
- リスクに強い土台

公共クラウドベース

効率的な地域経営や災害にも強い街づくりをICTを活用して支援する共同利用型インフラや高度ネットワーク

〔共有化できるところは基盤化して効率化
・利用頻度の低い必須機能は共同で運用〕

- 低コストで柔軟に
- より便利にする
- 進化するサービス

機能連携広域経営型

生活や物流等の住民の活動に基づく圏域全体で、民間投資を促進しながら生活の質を高める、自治体の範囲を超えた社会的ネットワークを支えるインフラ

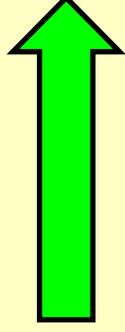
〔集約とネットワークにより圏域全体の生活支援機能等を確保〕

- 多様なサービス主体の連携
- 共発的領域づくり
- 生活の質(QOL)の向上

○ 自治体の提案を踏まえ、地域の実情に応じた新しい地域活性化インフラを順次導入

＜平成25年度中＞

プロジェクト適地調査
先行モデルの構築



＜平成26年度＞

対象地域の選定
具体的プロジェクトの推進

社会保障制度改革国民会議 における検討状況について

平成25年6月5日

甘利社会保障・税一体改革担当大臣
提出資料

社会保障制度改革国民会議について

- 社会保障制度改革国民会議（国民会議）は、社会保障制度改革推進法（改革推進法）に基づき、設置（設置期限：平成25年8月21日）。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野（年金、医療、介護、少子化対策）に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、審議。
- 政府は、法律の施行後1年以内（平成25年8月21日まで）に、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講ずることとなっている。（改革推進法第4条）

【国民会議の委員】

（会長）	清家 篤	慶應義塾長
（会長代理）	遠藤 久夫	学習院大学経済学部長
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	大島 伸一	国立長寿医療研究センター総長
	大日向雅美	恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
	権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
	榊原 智子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
	神野 直彦	東京大学名誉教授
	永井 良三	自治医科大学学長
	西沢 和彦	日本総合研究所調査部上席主任研究員
	増田 寛也	野村総合研究所顧問
	宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉研究科客員教授
	宮本 太郎	中央大学法学部教授
	山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学名誉教授

国民会議の開催状況

第1回（平成24年11月30日）

第2回（12月7日）

・社会保障4分野のこれまでの取組状況と今後の課題について意見交換

第3回（平成25年1月21日）

（安倍政権発足後初会合、安倍総理ご出席）

第4回（2月19日）

・ヒアリング及び意見交換（経団連、経済同友会、日商、連合）

第5回（2月28日）

・ヒアリング及び意見交換（全国知事会、全国市長会、全国町村会、財政審）

第6回（3月13日）

・「基本的な考え方」の整理に向けた議論、これまでの議論の積み重ね等の共有（医療・介護シミュレーション等）

第7回（3月27日） 【医療・介護①】

・関係者を交えての議論（歯科医師会、薬剤師会、看護協会、四病協、老施協、民間介護事業推進委員会）

第8回（4月4日） 【医療・介護②】

・関係者を交えての議論（健保連、協会けんぽ、国保中央会、後期高齢者医療広域連合協議会）

第9回（4月19日） 【医療・介護中心の集中討議③】

・委員プレゼンテーション等、関係者を交えての議論（日本医師会）
・懇談会

第10回（4月22日） 【医療・介護④】

・これまでの議論の整理（医療・介護分野）

第11回（5月9日） 【少子化対策①】

・委員からのプレゼンテーション等

第12回（5月17日） 【少子化対策②、年金①】

・これまでの議論の整理（少子化対策）

・委員からのプレゼンテーション等（年金）

第13回（6月3日） 【年金②】

・これまでの議論の整理（年金）

医療・介護分野の議論の整理(清家会長のとりまとめ発言)

(第10回国民会議後の清家会長記者会見冒頭発言(抜粋))

以上のような議論を踏まえまして、私のほうから現段階でのとりあえずの方向性として、

- ① 国民健康保険の保険者の問題については、都道府県単位に集約する方向で検討するということではよろしいのではないかと。ただ、そのときにコスト・ベネフィット、あるいはメリット・デメリットをきちんとできるだけデータを示しながら精査して、検討をさらに深める必要があるだろうということですが、そういう条件のもとで国保の保険者については都道府県単位に集約する方向で検討するということとしてはどうかと取りまとめさせていただきました。
- ② また、総報酬割によって浮いた財源をどうするかということについても、やはり基本的にはラストリゾートとしての国保の持続可能性を高めるために投入する方向性があるのではないかと。ただ、その際にも、他の選択肢も含めて、その方向でこれから検討していく際に、さらにコスト・ベネフィット、メリット・デメリットを検討していく必要がある。そういう条件のもとで総報酬割によって浮いた財源を国保の持続可能性を高めるために投入する方向で検討してはどうかと取りまとめさせていただきました。
- ③ 医療提供体制の重点化・効率化についてはこれまでも繰り返し、例のウィングラス型の図柄から説明されて、それをどう改革するかということがポイントになってきているわけですが、その基本的な道筋は地域医療計画の中でそれをどう実現していくかということになるだろう。つまり、先ほどの国保を都道府県単位に集約するということとある意味ではセットなわけですが、そうしたレベルにおいて地域医療計画をどうしっかりつくっていくか。その中で医療提供体制の重点化、効率化を具体化していくことと取りまとめさせていただきました。もちろんこれについても今後できるだけエビデンスを集めて検討していくことが重要であるということですが。
- ④ フリーアクセスについては、フリーアクセスそのものは、日本が世界に冠たる制度でございますので、これをしっかりと堅持していくことについて委員の間で合意があったわけですが、逆に言えば、フリーアクセスを基本的に維持していくためにも、そのほころびが出てくる中で、そのほころびゆえにフリーアクセスそのものが否定されてしまうことがないように必要な改革を行っていく必要があることについて合意があったと取りまとめさせていただきました。
- ⑤ 以上のことも含めて、さらに国民の理解を得るために社会保障についての教育、広報が重要である。

という形で取りまとめをさせていただいたところでございます。

社会保障制度改革国民会議 における検討状況について (参考資料)

平成25年6月5日

甘利社会保障・税一体改革担当大臣
提出資料

○社会保障制度改革推進法（「基本的な考え方」部分抜粋）

（基本的な考え方）

第2条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとすること。

○社会保障制度改革推進法（基本方針部分抜粋）

第2章 社会保障制度改革の基本方針

（公的年金制度）

第5条 政府は、公的年金制度については、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 今後の公的年金制度については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。
- 二 年金記録の管理の不備に起因した様々な問題への対処及び社会保障番号制度の早期導入を行うこと。

（医療保険制度）

第6条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度(以下単に「医療保険制度」という。)に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

- 一 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保すること。
- 二 医療保険制度については、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ること。
- 三 医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備すること。
- 四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

（介護保険制度）

第7条 政府は、介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービス(以下「介護サービス」という。)の範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保するものとする。

（少子化対策）

第8条 政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、単に子ども及び子どもの保護者に対する支援にとどまらず、就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を幅広く行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、待機児童(保育所における保育を行うことの申込みを行った保護者の当該申込みに係る児童であつて保育所における保育が行われていないものをいう。)に関する問題を解消するための即効性のある施策等の推進に向けて、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

検 討 項 目

○ 医療の改革

- ① 健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進するとともに、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図ることにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保
- ② 医療保険制度について、財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を実施
- ③ 医療の在り方について、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境を整備
- ④ 今後の高齢者医療制度にかかる改革

○ 介護の改革

介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとともに、低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスを確保

○ 年金の改革

- ① 今後の公的年金制度にかかる改革
- ② 現行年金制度の改善
(低年金・無年金者対策、厚生年金の適用拡大、被用者年金一元化等)

○ 少子化対策

社会保障制度の基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施

これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（医療・介護分野）（案）

■基本的な考え方

- 「いつでも、好きなところで、お金の心配をせずに、求める医療を受けることができる」医療から、「必要なときに適切な医療を適切な場所で最小の費用で受ける」医療に転換すべき。その際、適切な医療の提供とは、疾病や障害に合った適切な場で医療を提供することを基本に考えるべき。
- 「病院で治す」医療から超高齢社会に合った「地域全体で、治し・支える医療」へ転換することが必要である。
- 医療資源を国民の財産と考え、適正に養成、配置し有効に使用できるシステムとする必要があり、個人のすべての要求に応えることは不可能であることを前提に制度を再編すべき。
- 社会保障の改革は、社会保障の持続可能性のみならず、地域経済の持続可能性の観点から重要。
- 社会保障と人口動態、経済、産業、雇用の関係性と今後の方向は、地域ごとに異なっており、そのあり方は地域毎に考えていく必要がある。
- 地域医療を守るためには、地域医療提供体制の整備と国民皆保険を最終的に支える「医療保険における最後のセーフティネット」である国民健康保険のあり方を一体的に検討すべき。

- 消費増税に見合った社会保障改革が行われるかが重要であり、医療・介護1.6兆円の充実・効率化それぞれの内容を明らかにすべき。
- 一体改革では、改革があたかもすみやかに実行され、その効果もすぐに現れることを前提とした財政計画が立てられていたが、再考の必要が出てくる。例えば、医療提供体制改革により2015年度までに平均在院日数の減少等で4,400億円の効率化が生じることを見込んで、それも財源とした公費の追加が計画されていたが、さすがに2015年度までにその効果を期待することは難しいなど、改革のタイミング、スピードとこれまでの財政計画との調整は行わなくてはならない。

■健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見

- 健康の維持・疾病の予防に対するインセンティブが働くような仕組みの構築を推進すべき。
- 健康寿命の問題は、医療も含め、地域にあった包括的なシステムが必要。各自治体が取り組むべき。
- 医療費財源や消費税財源を充て、医療の質の検証やレセプトチェックに有効なデータベースの構築、ICTの活用を行うことが重要である。
- 高齢者の地域活動により医療費の節減は可能。
- 高齢者の社会参加を通じた介護予防を推進。

■医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等

【医療・介護の提供体制の在り方】

- 医療、介護、看取りまで継ぎ目のない地域医療・包括ケアを目標として各地域の医療・介護需要ピーク時までの地域医療・包括ケアビジョンを作成すべき。その際、地域医療ビジョンは、平成30年度とは言わず前倒しで作成。そのビジョンの実現に向けて、都道府県は地域医療計画を、市町村は地域包括ケア計画を、一定年間隔で策定すべき。それに沿った医療機能の分化・連携を促すための基金を創設（財源として消費税増収を活用）し、診療報酬や介護報酬による利益誘導ではなく、まずは補助金的手法で誘導すべき。医療機能の分化・連携が進んだ後、補助金的手法にあてていた消費税増収分を、順次医療機能ごとの診療報酬重点配分に移行していくべき。
- 基金による財政支援は、地域医療・包括ケアビジョンの実現に向けて、具体的な地域医療計画・地域包括ケア計画が策定され、計画の実効性確保の手段も整備されることを前提とすべき。
- 各都道府県が2次医療圏ごとに基準病床数を高度急性期・一般急性期・亜急性期といった新たな医療機能別に算定し（国が標準を示しつつ、地域の実情に応じて都道府県が補正を行う）、地域医療計画に盛り込むべき。
- 地域包括ケア計画は、市町村が主体となって、地域の高齢化ピーク時までの計画を策定し、介護だけでなく、在宅医療、住まい、生活支援、予防を位置づけるべき。特に「住まい」の確保は、長期療養患者や介護施設からの軽度要介護者の受け皿としても重要。
- 医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とする、さらには医療計画の策定者である都道府県に保険医療機関の指定・取消権限を与えるほか、その実効性を高めるための諸施策を講じることとし、これらの方向性を医療法改正で明示すべき。

- 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的。
- 医療法による機能分化と診療報酬による機能分化のそれぞれの特性を生かしながら、これまで以上に相互補完的に連携して医療提供体制の改革を進めるべき。
現状は診療報酬による機能区分のウェイトが大きいように思われるが、地域偏在の是正の視点から医療計画を含めた医療法による機能分化の重要性を見直すべきではないか。
- 医療法改正による地域医療計画の見直しには相応の時間を要することから、改革速度を速める意味で、まずは次期診療報酬改定において、診療報酬の特性を活かした、機能分化のための取組を実施し、しかる後に地域医療計画と連動させるべき。
- 時代によって医療は変わる。医療資源は有限であることを前提に、医療需要に基づいて医療資源を算定し、提供体制の総合計画を定めるべき。
- 地域における病院・病床機能の役割分担・連携の望ましい姿を住民や医療提供者等に広く示すものとして、地域毎の医療資源の実態をベースに積み上げて、全体のあるべき姿を作成した実行可能な医療提供体制のビジョンを、都道府県知事が示すべき。具体的な仕組みについては、地方と協議し、地方の理解を得て構築すべき。
- 都道府県が、これまで以上に地域医療提供体制の整備を積極的かつ主体的に行うことができるよう、例えば、保険医療機関の指定・取消権限を都道府県に付与するなど、都道府県の役割を拡大すべき。

<p>【人材の確保】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療法人制度及び社会福祉法人制度については、新しいまちづくりを促進する仕組みの構築が必要であり、具体的には、医療法人制度（及び社会福祉法人制度）の経営統合を促進する制度、医療法人（及び社会福祉法人）の「非営利性」を担保しつつ都市再開発に参加できるようにする制度、ヘルスケアも含むコンパクトシティに対する資金調達手段を促進する制度など、総合的な規制の見直しが必要。 ○ 社会福祉法人こそ、経営の合理化、近代化が必要。大規模化や複数法人の連携を推進。加えて、社会福祉法人非課税扱いとされているに相応しい、国家や地域への貢献が求められるべき。低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組むべき。 ○ 看護師確保対策として、免許を「登録制」にし、潜在看護師を把握できる公的システムの確立、養成の拡大、離職防止・定着促進を図っていくべきではないか。 ○ 我が国は医療機関数が多く、フリーアクセスのもとで医療資源を配分すれば、医師不足や看護師不足となりかねない。病院の機能分担と連携を図る必要があり、大都市以外では総合医中心の医療提供体制が必要である。 ○ 介護人材の確保については、処遇改善とキャリアパスの確立が重要。 ○ 医療職種の職務の見直しとチーム医療が重要。 ○ 専門医のトレーニング枠は、地域ごとの調整が必要。 ○ 生産年齢人口の急速な減少の中、看護師や介護職員の確保が課題。
----------------	--

<p>【医療関連データの収集・分析等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療、介護、看取りまで継ぎ目のない地域医療・包括ケアを創生するためには、人口推計をはじめ、地域の特性に配慮した医療介護資源とニーズに関連するデータの可視化が重要。各地域からの報告内容の妥当性をチェックするとともに、既存データを集約・統合し、足らざるデータは収集することにより、住民、地域医療計画、地域包括ケア計画作成者に提供していくべき。 ○ データを収集して、地域による一人当たり医療費のばらつきの原因や地域の取組の費用対効果を研究すべき。 ○ 保険者がレセプト情報などを使って医療機関の評価を行い、被保険者に伝えることを考えるべき。 ○ 医療費財源や消費税財源を充て、医療の質の検証やレセプトチェックに有効なデータベースの構築、ICTの活用を行うことが重要である。 ○ 効果的かつ効率的な医療の提供に資するよう、データを収集・分析し、医療の質の更なる向上につなげることが必要である。保険で承認された医療も費用対効果などの観点から常に再評価されるべき。 ○ 科学的根拠に基づいた医療を提供するべきであり、診療内容の選択の基準を提示できるようにするべき。 ○ 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築する上で、地域の特徴や課題が客観的に把握できるようにデータを整理し「見える化」。
-------------------------	--

■医療保険制度の財政基盤の安定化・保険料に係る国民の負担に関わる公平の確保

- 健保組合間、健保組合と協会けんぽの間の構造的要因に着目した財政調整に踏み込むべき。
- 高齢者医療の拠出金について、総報酬割を導入すべき。被用者間で助け合うべき。
- 後期高齢者支援金の負担金に対する全面総報酬割の導入、その際に浮いた公費の投入の国保優先の実現を図る必要。
- 後期高齢者支援金の全面報酬割と国保の都道府県化、更には所得の高い被保険者からなる国保組合への定率補助の廃止を一体的に実現すれば、被用者保険者間のみならず市町村間の保険料負担の格差の是正を図ることができることになり、保険制度を通じて「保険料負担に係る国民の負担に関する公平の確保」との『社会保障制度改革推進法』の趣旨を実現でき、消費税率引上げのタイミングにふさわしい内容の改革となる。
- 後期高齢者支援金の総報酬割の導入については、浮くとされる国庫負担分を国債残高圧縮への充当（＝将来世代へのツケの先送りの抑制）に使うべきとの意見に加え、協会けんぽの国庫補助率20%の引上げに使うべきとの意見や、前期高齢者の給付費に充当することによって被用者保険全体の負担軽減を図るべきとの意見など、様々な意見があることも踏まえ、浮いた財源の使途も含めて、検討すべき。
- 医療提供体制改革の実効性を高めるためには、医療計画の策定者である都道府県を国保の保険者とすることにより、保険者機能を通じた受益と負担の牽制を働かせることが効果的。

- 国民健康保険の赤字構造を抜本的に解決した上で、国民健康保険の保険者を都道府県とするべき。ただし、その際には、保険料徴収・保健事業等引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担する仕組みとすることが必要。
- 地域医療提供体制整備の責任主体と、国民健康保険の保険者を都道府県に一本化し、地域医療の提供水準と保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することが可能な望ましい体制を実現すべき。
- 国保の広域化に当たっては、医療費適正化や保険料徴収に対する地域の取組を反映させる仕組みを検討する必要がある。
- 広域化によって保険料負担を平準化するに当たり、医療費水準が違うことによって保険料水準が高くなることは不公平でないことに留意すべき。
- 市町村国保の広域化については、平成27年度から実施される都道府県単位の共同事業の拡大による保険料の平準化の状況を見ながら、検討することが適当。
- 保険財政安定化事業により市町村国保の財政は県単位化されるが、老人保健制度と同様に責任者不在の仕組み。都道府県が地域保険に参画するとともに、都道府県への医療供給に係る統制力と地域特性に応じた診療報酬設定の一部権限委譲も必要である。
- 国保の広域化については、リスク分散機能の強化や事務の共同化・効率化といった広域化のメリットを追求しつつ、地域の実態に即応した保険事業（保険料徴収、保健施設活動、医療費適正化対策等）を推進するには、市町村保険者を維持しつつ、都道府県単位の共同事業の改善により対応。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料負担者等の公平感へ配慮するため、所得捕捉の精度に関し、改めて点検・強化を図るべき。 ○ 欧州諸国の低賃金の方の保険料を免除しても、雇用者責任を果たすという制度を日本でも考えるべき。
<p>■医療保険における療養の範囲の適正化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現世代の負担増・給付抑制によって、将来世代の負担増・給付減を緩和する視点が不可欠である。 ○ 中高所得層高齢者の本人負担の引き上げ、給付範囲の見直し・効率化を図るべき。 ○ 際限ない高齢者向け給付の増大は現役世代の生活設計を破綻させるため、「年齢別」から「経済力別」へ負担の原則を転換すべき。 ○ 低所得者への配慮は当然として、70歳以上の高額療養費、特に外来特例の見直しを行うべき。 ○ 70-74歳の医療費自己負担は法律では2割であるのに、確たる理由もなく暫定的に1割のまま。 ○ 70-74歳の窓口負担について、本則を適用すべき。 ○ 後発医薬品の使用促進をはじめ、医薬品に関する見直し等について、具体的に医療費がいくら減るかといった議論をすべき。

<p>■個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重されるために必要な見直し、人生の最終段階を穏やかに過ごすための環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後のさらなる高齢者人口の増加の中で、地域包括ケア型医療・介護を進めると、在宅での看取りが増加する。終末期医療のあり方について国民的合意を形成する必要がでてくる。 たとえば、リビングウィルによる延命措置の不開始又は中止について、民事、刑事、行政上の取扱い等々について合意形成する必要。 ○ 「病院で治す」医療から超高齢社会に合った「地域全体で、治し・支える医療」へ転換することが必要である。 ○ 現場で医療提供側と患者側が決めた医療の積上げが全体の医療費になるが、その際の裁量権は大きく、終末期医療のあり方もこれに関連する問題。医療提供側だけでなく、医療を受ける国民側がどう考え、何を要求するかが大きな要素となるのではないか。 ○ 病院頼み、介護施設頼みからの脱却をはっきりと示すべき。看取りの体制さえできないという危機感を持って対応すべき。 ○ 死生観・価値観の多様化が進む中、医療保険・介護保険で全てに対応するのは財政的に限界であることを踏まえ、抑制する範囲を皆で決める必要がある。
<p>■高齢者医療制度の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者医療制度の在り方は、地域保険の在り方・再編成と並行して議論すべき。

<p>■介護サービスの効率化及び重点化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療の機能分化のためには、しっかりした地域包括ケアを構築すべき。介護施設利用の適正化のためにも町のインフラ作りの全体的な取り組みが必要。介護は、24時間巡回型介護、訪問看護などで、重度要介護者の在宅生活限界点を高めるべき。サービス付き高齢者住宅（住まい＋生活支援等）を整備し、そのため、空き家・空き施設など既存社会資源を有効活用すべき。 ○ 介護について重点化・効率化が求められており、骨太の方針を示すべき。 ○ 継ぎ目のない「医療」「介護」システム構築の観点からの医療・介護の自己負担・利用者負担の整合性確保が必要。70－74歳の現役並み所得の医療費自己負担3割。ところが、介護に移行すると利用者負担1割。他方、75歳以上の高齢者では「医療」から「介護」へ移行しても1割負担のままであり、全体の整合性を確保していくべき。 ○ 利用者負担の在り方については、一定所得以上の所得がある者や預貯金などの資産を有する者には、応分の負担を求めるべき。 ○ 軽度の高齢者は、見守り・配食等の生活支援が中心であり、要支援者の介護給付範囲を適正化すべき。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティア、NPOなどを活用し柔軟・効率的に実施すべき。 ○ デイサービスは、重度化予防に効果のある給付への重点化などが課題。 ○ 引退後の引きこもりを予防し、地域の人的資源として活躍を促進するため、自治体による各種サポーター養成講座の提供、地域貢献活動の紹介により、地域の助け合い活動を拡大し、保険のカバー範囲を見直すべき。
--------------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養護老人ホームは中重度者に重点化。軽度者を含めた低所得高齢者の住まいの確保が新たな課題。 ○ 補足給付は、所得だけではなく、預貯金や不動産などの資産を勘案して給付すべき。また、低所得となる所得や世帯のとらえ方について、遺族年金等の非課税年金、世帯分離された配偶者の所得等を勘案するよう見直すべき。
<p>■低所得者をはじめとする国民の保険料に係る負担の増大の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険料の低所得者軽減の強化が必要。 ○ 介護保険では、現役世代の保険料負担の公平性は保険料で調整すべきであり、第2号被保険者の介護納付金について、総報酬割を導入すべき。 ○ 介護納付金の総報酬割導入については、負担の公平化の観点から応能負担の強化が課題になるが、後期高齢者医療支援金の見直しとの関連も整理の上で導入。 ○ 後期高齢者支援金の全面総報酬割と合わせて介護納付金の総報酬割の検討も必要。

これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（少子化対策分野）（案）

■基本的な考え方

- 一体改革の中に子育て支援を位置づけたのは歴史的な一歩。子ども・子育て関連3法について、恒久財源が確保されたことは画期的であり、これを第一歩として、着実な実施を図る必要。
- 少子化の問題を解決するためには、子ども・子育て支援新制度は大きな一歩だが、それだけでは十分ではなく、危機感を持ってさらなる政策を講じることが必要。子どもを産み育てにくい要因を除去し、出産の希望の実現を応援することが大切なのはもちろんのこと、家族や企業、地域の力が低下していく中で、「少子化では困るから対策を講じる」という視点ではなく、「子育ては大切だから社会全体で支援する」との視点に立って、両立支援と社会サービスをパッケージにした次世代育成政策、日本型の家族政策を確立・実施していくことが重要。
- 少子化の問題は、社会保障全体に関わる問題と認識すべき。また、子育て支援は、親子のためだけでなく、社会保障の持続可能性（担い手の確保）、経済成長、日本社会の未来につながる。
- 「財政健全化と社会保障機能強化」、「現役世代支援と高齢化対応」の2つの「一体的」取組の交点に「子ども・子育て支援」がある。
- 次世代育成支援の意義は、「子どもたちの健やかな成長」「社会の成熟と持続可能性」「女性の社会進出」の3点であることを改めて確認したい。

- 子ども・子育て支援政策の4つの目標（①すべての子どもへの良好な育成環境の保障と就学前教育の充実、②出生率の回復、③女性の就業率の引き上げ、④子どもの貧困の解消）とそれを実現するための適切な政策を組み合わせることが適切。
- 待機児童の問題だけでなく、社会的養護や一人親家庭などへの支援も必要。低所得世帯の子ども支援についても検討すべき。全ての子どもへの良質な発達環境の支援や、女性の就労継続・再就職支援を含めた親や家族への支援も議論すべき。
- 平成17年度から10年間、子育て支援の集中期間として取り組んできたが、子育てをめぐる様々な問題はいまだに解決しておらず、今後10年間は子育て支援の加速期間として位置付け、集中的な施策を講じるべき。
- 子育て支援は、基礎的な自治体がリーダーシップをとって地域の実情に応じた施策を展開することが重要。
- 企業は安定した労働力を将来的に確保する観点から少子化対策に密接に関わるべきであり、拠出にも協力すべき。子ども・子育て支援は雇用の在り方との関連性が強い。
- 子ども・子育て支援は女性の活躍を促し、子どもが力を蓄え、将来世代の力を強め、経済成長を促すダイヤモンド効果がある。また、乳幼児期からの初期発達環境の整備への投資は極めて大きな成長促進効果がある。
- 子育て支援は未来への投資。財源が明確にされていない3000億円を含め、しっかりと財源を確保すべき。子育て支援を充実することは、世代間対立にならないようにする観点からも必要。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な次世代育成支援の仕組みとワーク・ライフ・バランスの実現は車の両輪であり、取組を不断に続けるべき。ワーク・ライフ・バランスを強化して、子ども・子育て支援新制度と有機的に組み合わせるべき。若年者の雇用条件の改善などが必要。その一方で、子ども・子育て支援が「ワーク・ライフ・分担社会」を可能にする。
<p>■就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援と待機児童に関する問題を解決するための即効性のある施策等の推進</p> <p>【幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠出産期から就学までの児童に対する切れ目ない支援が必要。諸外国での取組も踏まえ、すべての子どもの成長記録を把握し、支援する仕組みが大切。 ○ 子ども・子育て支援新制度にのっとり、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と地域の子育て支援を充実させることが必要。今後、「子ども・子育て会議」において、平成27年度からの施行に向け、具体的な内容の検討を進めていくとともに、子育て支援の質・量の充実を図ることが必要。 ○ 都市部においては、待機児童の解消が喫緊の課題。2年後の新制度のスタートを待つことなく、できる限り速やかに対応し、待機児童の解消を目指すべき。その際には、事業の実施主体である地方公共団体の理解と、事業実施の裏付けとなる十分な財源の確保が不可欠。「待機児童解消加速化プラン」を使って、各自自治体で取組を進めていくことが期待される。 ○ 放課後児童クラブの質・量の充実を図るべき。

<p>【ワーク・ライフ・バランスの実現等】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の質の確保のため、環境や労働条件の整備を行うべき。 ○ 子育てが一段落した女性や団塊世代前後の男性など、地域の人材、特に中高年の力・経験を次世代育成支援に注いでもらうことが大切。 ○ 「ワーク・ライフ・バランスの促進」については、これまで、次世代育成支援対策推進法や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」などを踏まえた取組を推進してきたが、企業における仕事と子育ての両立支援については、より一層の取組の推進が必要。 ○ 特に、平成26年度までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」は、企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための強力なツールの一つ。その延長・見直しを積極的に検討すべき。 ○ 育児休業中の所得保障の充実等により、中小企業・非正規を含め男女を通じて仕事と子育ての両立支援を進めるべき。その背景にある問題として、財源をどう確保するかということも検討していかなければならない。 ○ ワーク・ライフ・バランスの推進に際しては、育児休業取得・短時間勤務や在宅勤務を含めた多様な勤務形態の保障と、保育所整備・放課後児童クラブの充実など、選択を可能とする施策が必要。
---------------------------	--

注）本資料は、今後さらに議論を深めるために資する資料として、事務局の責任において、これまでの委員のご発言やプレゼンテーションによるご提案をまとめたものである。
 なお、個別の委員のご発言等を記載したものや、同趣旨の複数の委員のご発言等を一項目にまとめて記載したものがある。

これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（年金分野）（案）

■基本的な考え方

- 年金制度改革の課題は、長期的な持続可能性をより強固にすることと、社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化することと整理できる。一見相反するこれらの課題をいかに調和させていくかという観点が重要。
- 年金が本来の機能を発揮できない状況になっているのは世界的に共通。この原因は、①経済成長が停滞し、賃金が増加しない状況になってきていること、②少子高齢化が進み、人口構造が変化してきていること、③世代間の信頼関係、連帯が動揺し始めていることにある。世代間の信頼を再創造する営みが必要。
- 年金制度改革に当たっては、過去、現在、未来が一定の関係でつながっている必要。また、年金制度改革は社会経済の動向に応じて改革する必要があり、改革ができなくなったときが年金制度の危機である。
- 社会保障審議会の前身の組織である社会保障制度審議会から、所得比例方式ができるならば所得比例年金のほうが望ましいという議論が行われてきた経緯がある。しかし、所得捕捉についての事務あるいは財政的な制約の中で、当面できるところから始めていこうということで55年前から今日まで来ている。
- 分立して発展・定着してきた年金制度が、被用者年金一元化や厚生年金の適用拡大など、所得に比例した負担を求める厚生年金中心に回帰してきている。自営業者の扱いは最後の議論として、低所得者、非正規労働者、無業者が入りやすい制度となるよう、厚生年金の適用拡大や多段階免除の積極活用が行われるべき。

- 厚生年金の適用拡大、非自発的失業へのつなぎの制度、国民年金保険料の給与からの天引き等を検討し、将来の目標としては、共通番号制度の中で所得把握がより明確になっていく中で、定率保険料を取れるような取組を短期・中期・長期で行う必要。
- 社会保障制度は税制の上に成り立っており、良い税制がなければ良い社会保障制度は作れない。また、政府の誤謬に対して社会がどこまで許容できるかという点も重要。まずやらなければいけないことがあり、そして、遠い将来において、税制が改革され、政府の誤謬が許容の範囲に入ってきたときに、一元化という形で動くという二段階での改革については、問題ないとする。
- 今後の高齢化社会を見据え、公費の重点的な使い方を考えなければならないときには、すぐには難しい部分があると思うが、正確な所得捕捉を目指していく制度、組織、ツールの開発はやっていかなければならない。
- 低所得者対策を年金ルートで行うのか、制度横断的な手法で行っていくのかは議論が必要。マクロ経済スライドと医療・介護の保険料上昇により、生活保護を受ける高齢者が増えてしまわないよう、保険料減免強化などの支援を考えていくことが必要。
- スウェーデンの年金改革は、概念上の拠出建て制度を導入することで、経済成長が年金水準に関係することを周知し、拠出と給付の関係について納得できるような仕組みにしたことが大きい。高齢化が急な我が国で概念上の拠出建てはなかなか導入できないが、ポイント制をもう少しわかりやすくする形で、制度の透明感を高め、国民の納得感を高めることが重要。

■社会保障・税一体改革における年金制度改革の内容と残された課題について

【マクロ経済スライドの検討】

- 物価変動下でマクロ経済スライドが順調に機能するようにすべき。先に調整期間を決める仕組みとすることも検討すべき。一方、基礎年金を削っていいかの議論が必要だが、財源も合わせて議論することが必要。
- マクロ経済スライドは、世代間の公平を考えると、毎年度、原則的に適用し続けることが大事である。一方、マクロ経済スライドの発動の結果、低所得高齢者への対応が必要。最低生活保障確保のため、介護・医療保険料などの減免強化など、年金制度外での対応を含めて検討すべき。
- デフレ経済下でマクロ経済スライドを適用する際には、長寿化による調整だけを行うことも検討してはどうか。
- マクロ経済スライドを基礎年金にも適用する際には、所得の低下が懸念される。基礎的な消費を保障するという考え方は維持すべき。

【支給開始年齢の引上げの検討】

- 支給開始年齢という概念から、個人の判断でいつ受給するかを決める受給開始年齢へ、運営も理念も切り替えるべき。
- 支給開始年齢の見直しは、弾力化を含めて考えていく必要。その際、高齢者の就業の問題、医療、介護の問題、就業できない高齢者への所得保障の対応、企業における人事戦略の対応など、準備に時間のかかるテーマであり、早めに議論すべき。

【高所得者の年金給付の見直し】

- 一定以上の所得者に対して給付を下げることは医療保険制度でも行っているが、年金制度で同様のことを行っていいかは議論が必要である。税制面での対応することや、医療、介護の利用者負担で応分の負担を求める方法もある。
- 厚生年金の適用を受けない働き方を選択すると、在職老齢年金の適用がない。その場合にも、給与所得控除と公的年金等控除を合わせて受けるのは不公平。高所得者の年金については、税制面での対応が必要。

【短時間労働者の適用拡大】

- 自営業者より勤め人の方が国民年金の滞納が多く、短時間労働者の適用拡大、非自発的失業者についてつなぎの制度の検討、また、給与からの天引きなどが考えられる。
- 今の制度にこだわらず広範な選択肢のもとで、被用者を被用者らしい年金制度にきちんと入れていくことが重要。
- 働くことに中立的な仕組みに改めていく必要。医療保険、税制とも一体的に捉えた検討が必要である。

<p>■その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積立方式と賦課方式は、単に将来の生産物に対する請求権を組織的に設定するための財政上の仕組みが異なるに過ぎない。積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではない。 ○ 世界的には、公的年金のウェイトが下がっていくのを補う私的年金の拡充が進んできており、日本でも急ぐべき。 ○ 経済の実績が見通しを下回った場合、財政負担は将来世代が負うことになることを考えると、モラルの問題として、第2回財政検証の経済前提は、政府見通しと一線を画し保守的に置かれるべき。 ○ 世代間格差の是正、拡大阻止のため、その効果が限定的であったとしても、若い世代の年金に対する信頼をつなぎ止めるために、第2回財政検証を契機に法改正を行うべき。 ○ 世代間格差の是正あるいは拡大阻止を政策目的に掲げるべき。世代間格差について、定量的に計測できるような仕組みを考えることが必要。 ○ 年金に関する情報提供のあり方を根本的に改めるべきである。保険は給付を受けなくとも存在することによる便益があるが、そういうことは数値化できない。そういう意味で、将来2.3倍もらえるというような試算を厚生労働省がアピールするのはミスリードになる。 ○ 年金制度を支える筋道は、若者が働ける条件をきちっと作っていくことしかなく、世代間対立は表層的な問題。
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受給資格期間を短縮することに併せ、10年で払い終えて良いと誤解されることのないよう、徹底的にPRを行うべき。 ○ 国民年金を滞納している人の6割近くは国民健康保険の保険料は払っており、共通番号制度を契機に、一体的に徴収するなど、つまみ食いを阻止する取組を行うべき。 ○ 国民年金及び厚生年金の適用・徴収のあり方を見直し、より強化すべきである。また、被用者年金の一元化をより推進する必要。
--	---

注) 本資料は、今後さらに議論を深めるために資する資料として、事務局の責任において、これまでの委員のご発言やプレゼンテーションによるご提案をまとめたものである。

なお、個別の委員のご発言等を記載したものや、同趣旨の複数の委員のご発言等を一項目にまとめて記載したものがある。